

小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例施行規則

（令和4年3月31日）
規則第9号

（趣旨）

第1条 この規則は、小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例（令和4年小川町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（抑制区域）

第3条 条例第7条第1項に規定する区域は、別表第1に掲げる区域とする。

2 その他、町長が生物多様性の保全等、希少野生動植物種の保護に配慮が必要と認める区域とする。

（事業計画標識の設置）

第4条 条例第8条第1項に規定する標識の設置及び同条第2項に規定する標識の内容変更は、太陽光発電設備設置計画のお知らせ（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第8条第3項に規定する届出は、標識（設置・内容変更）届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、当該標識を設置又は内容変更した日から7日以内に町長に提出するものとする。

（1）位置図

（2）標識の設置又は内容変更を証する写真

（事前協議の手続）

第5条 条例第9条第1項の規定による事前協議を行おうとする事業者は、事前協議書（様式第3号）及び太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前協議書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要がないと認められるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

（地域住民等への説明会等の開催）

第6条 条例第10条第5項の規定による報告は、説明会等結果報告書（様式第5

号) に次に掲げる書類を添付して、これを町長に提出して行われなければならない。

- (1) 説明会等の方法
- (2) 説明会等に使用し、又は配布した図書の写し
- (3) 説明会等を行った地域の範囲又は住民等を示した図面等
- (4) 説明会を開催した場合にあっては、次に掲げるもの
 - ア 説明会の日時、場所及び参加者数
 - イ 地域住民等からの意見と事業者の対応方針
 - ウ 説明会を開催した状況を確認することができる写真
 - エ 説明会に出席した者の名簿の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(意見の報告)

第7条 条例第11条第2項の規定による報告は、地域住民等意見報告書（様式第6号）を町長に提出して行われなければならない。

（地域住民等との協議）

第8条 条例第12条第2項の規定による報告は、地域住民等協議報告書（様式第7号）を町長に提出して行われなければならない。

（事業計画の届出）

第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、事業計画届出書（様式第8号）及び太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第4号）を町長に提出して行われなければならない。

2 前項に規定する事業計画届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

3 条例第13条第3項又は第4項の規定による届出は、事業計画変更届出書（様式第9号）を町長に提出して行われなければならない。

（届出を要しない軽微な変更）

第10条 条例第13条第3項又は第4項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第13条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日より前の日にする変更以外の変更
- (2) 条例第13条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、工作物の構造耐力上

主要な部分以外の部分（太陽電池モジュールに係るものを除く。）の材料又は構造の変更
(協定の締結等)

第11条 条例第14条第1項の規定による協定においては、次に掲げる事項について、事業者は町長と協定を締結しなければならない。

- (1) 生活環境の保全に関する事項
- (2) 災害発生の防止及び安全対策に関する事項
- (3) 太陽光発電設備及び事業区域の管理に関する事項
- (4) 事業承継の効力に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(適正な設置)

第12条 条例第15条に規定する適正な設置とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害の防止
 - ア 土地の造成工事は、小川町環境保全条例施行規則（平成17年小川町規則第3号）第14条の規定に沿って行うものとする。
 - イ 河川・水路の管理者と協議し、河川等に通じる雨水排水路を確保するか、雨水調整池や地下浸透施設等を設置し、事業区域からの土砂流出及び下流河川に対する洪水負担の軽減を図ること。
 - ウ 土砂の流出を防止する対策（溝、土留等の設置）をとること。
 - エ 急傾斜地への設置は災害防止の観点から避けること。
- (2) 自然環境の保全
 - ア 立木の伐採は、自然環境に配慮し、必要最小限にとどめ、既存樹木を活かすこと。
 - イ 希少動植物の保護や生態系の維持に配慮した設備の設置、工事の実施に努めること。
- (3) 街並み、自然景観、史跡、文化財等の景観への配慮
 - ア 太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。
 - イ 太陽光発電設備の色彩は、黒色や濃紺等の周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用すること。
 - ウ 太陽光パネルは低反射で目地や模様が目立たないようなものを使用すること。

- エ 太陽光発電設備に使用する色数を少なくするよう努めること。
- オ 附帯設備（フェンス、掲示板等）は同系色のものを使用すること。
- カ 隣地境界の立木は極力残し、伐採する場合は隣地境界周辺に植栽を行い、太陽光発電設備を外部から直接見えにくくすること。
- キ 尾根線、稜線への太陽光発電設備の設置はしてはならない。

(4) 生活環境への対策

- ア 住宅地に近接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱や光の反射等に配慮し、敷地境界から後退させ、植栽を設けて遮へいする等の対策をとること。
- イ 道路に接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう道路境界から後退させ、植栽を設けて遮へいする等の対策をとること。
- ウ 太陽光発電設備の敷地内に発電事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないようフェンスの設置及び施錠等の安全対策をとること。
- エ 周辺環境への影響を考慮し、除草剤、殺虫剤等の薬品は原則使用しないよう努めること。やむを得ず使用する場合は、薬剤が隣接地へ飛散しないような措置を講ずること。
- オ 設置工事の際は、重機の使用、大型車等の通行に伴う砂や埃の飛散、水質汚濁、騒音の防止について対策をとること。
- カ 事故等が発生し、公衆に危害を及ぼした場合は、速やかにその原因を調査し、再発防止の措置を講ずること。
- キ 事業に伴い竹木の伐採を行ったときは、伐採した竹木及び除去した竹木の根等は関係法令に従い処分すること。

(5) 各種ガイドラインの遵守

- ア 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）
- イ 太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構ほか）
- ウ 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）
- エ 廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー庁）
- オ その他町長が必要と認めるもの
(工事完了の届出)

第13条 条例第16条第1項の規定による届出は、工事完了（中止）届出書（様

式第10号)を町長に提出して行われなければならない。

2 条例第16条第2項の規定による通知は、工事検査済通知書(様式第11号)により行うものとする。

(廃止の届出)

第14条 条例第17条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第12号)を町長に提出して行われなければならない。

2 条例第17条第3項の規定による届出は、事業廃止完了届出書(様式第13号)を町長に提出して行わなければならない。

(地位の承継)

第15条 条例第18条に規定する届出は、地位承継届出書(様式第14号)により行わなければならない。

(適正な維持管理)

第16条 条例第20条に規定する適正な維持管理とは、次に掲げるものをいう。

(1) 安全確保対策

ア 太陽光発電設備の敷地内に発電事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないようフェンスの設置及び施錠等の安全対策をとること。

イ 自然災害、事故、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう緊急対応マニュアルを作成すること。

ウ 通学路の周辺に太陽光発電設備を設置する場合は、児童等の安全確保に十分分配慮した対策をとること。

(2) 保守点検

ア 太陽光発電設備の敷地内は、定期的に除草や清掃を行うこと。

イ 太陽光発電設備設置により周辺環境への影響が認められた場合(太陽光発電設備の敷地からの雨水・土砂等の流出、太陽光発電設備からの騒音、低周波音、振動、パネルの反射光等)は、改善のための措置を速やかに講ずること。

ウ 太陽光発電システム保守点検ガイドライン(一般社団法人日本電機工業会及び一般社団法人太陽光発電協会共同作成)を考慮した保守点検を実施し、必要に応じてその結果を町長に提出すること。

(3) 非常時の対応

ア 災害その他の事由により太陽光発電設備又は災害防止施設等(溝、土留め等)が破損したときは、事業者は被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は

撤去を行うこと。

イ 豪雨の発生や台風の接近等に際しては、太陽光発電設備の事業区域から土砂の流出、太陽光パネルの崩落や飛散等が発生していないか現地確認に努め、当該事実を確認した場合は、速やかに撤去を行うこと。

(標識の掲示)

第17条 条例第21条第1項に規定する標識の掲示及び同条第2項に規定する標識の内容変更は、再生可能エネルギー発電事業の発電設備（様式第15号）により行うものとする。

2 条例第21条第3項に規定する届出は、標識（掲示・内容変更）届出書（様式第16号）に次に掲げる書類を添付して、当該標識を掲示又は内容変更した日から7日以内に町長に提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 標識の掲示又は内容変更を証する写真

(立入調査等)

第18条 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第17号）によるものとする。

(指導、助言及び勧告等)

第19条 条例第24条第1項に規定する指導又は助言は、太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書（様式第18号）により行うものとする。

2 条例第24条第2項に規定する勧告は、太陽光発電設備設置事業改善勧告書（様式第19号）により行うものとする。

3 条例第24条第3項に規定する報告は、太陽光発電設備設置事業改善報告書（様式第20号）により行わなければならない。

(公表)

第20条 条例第25条第1項に規定する公表は、小川町公告式条例（昭和30年小川町条例第4号）の規定による掲示その他町長が適当と認める方法によるものとする。

2 条例第25条第2項に規定する通知は、意見陳述の機会付与通知書（様式第21号）により行うものとし、同項の規定による意見を述べる機会は、公表に対する意見書（様式第22号）により行わなければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

根拠法令等	区域の名称等
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及びその影響を受ける区域
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項	地すべり防止区域及びその影響を受ける区域
砂防法（明治30年法律第29号）第2条	砂防指定地及びその影響を受ける区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項	急傾斜地崩壊危険区域及びその影響を受ける区域
河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第54条第1項	・河川区域 ・河川保全区域
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項	保安林の区域
農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項1号イ及びロ	・農用地区域内の農地 ・甲種農地 ・第1種農地 (ただし、営農型を除く。)
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号	農業振興地域内の農用地区域 (ただし、営農型を除く。)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14法律第88号）第28条第1項	鳥獣保護区域
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17及び第16条	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第57条第1項、第93条第1項及び第109条第1項	・重要文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして重要文化財に指定された土地を含む。） ・登録有形文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして登

	<p>録文化財に登録された土地を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・国指定史跡名勝天然記念物の指定地
埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項、第31条第1項及び第37条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定有形文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。） ・県指定史跡名勝天然記念物の指定地 ・県指定旧跡の指定地
小川町文化財保護条例（昭和36年小川町条例第4号）第6条第1項	町指定文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）
埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）第4条第1項	埼玉県立自然公園内の普通地域

別表第2（第5条、第9条関係）

- (1) 太陽光発電事業計画認定書及び添付書類（権利者の証明書及び関係法令手続状況報告書）の写し
- (2) 事業者を証明する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合には住民票抄本）
- (3) 資金計画
- (4) 位置図（縮尺1／2500以上）
- (5) 現況図（縮尺1／500以上）及び現況縦横断面図（縮尺1／500以上）
- (6) 公図（事業区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等（当該土地に建築物が存する場合その所有者の住所氏名等を含む。）を記入すること。）
- (7) 土地利用計画図（縮尺1／500以上）
- (8) 排水計画平面図（縮尺1／500以上）
- (9) 造成計画平面図及び断面図（縮尺1／500以上）
- (10) 工作物設計図（平面図、立面図、断面図及び構造図（縮尺1／100以上））
- (11) 地域住民等への説明会等の結果報告書
- (12) 維持管理計画
- (13) 地域との協定書の写し（事業計画の届出時に）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(注1) 第3号に掲げる書類には、保守点検や維持管理に要する費用、撤去費として積み立てる費用（設置費用に係る費用の5パーセント以上を目安とする。）を計上すること。

(注2) 樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合においては、第9号に掲げる書類の添付を省略することができる。